

第 1 0 4 回 国 有 財 産 東 北 地 方 審 議 会

日 時 平成 2 9 年 1 2 月 4 日 (月)
午後 1 時 2 7 分 から 午後 2 時 1 2 分

場 所 東北財務局第一会議室

第 1 0 4 回 国 有 財 産 東 北 地 方 審 議 会 議 事 録

〔 審 議 会 日 程 〕

開催日時 平成 2 9 年 1 2 月 4 日 (月)
午後 1 時 2 7 分 ~ 午後 2 時 1 2 分
開催場所 東北財務局第一会議室

〔 1 . 開 会 〕

阿部管財総括第一課長

それでは、皆様お揃いになりましたので、ただいまから第 1 0 4 回 国 有 財 産 東 北 地 方 審 議 会 を 開 催 さ せ て い た だ きます。

私は、本日の進行役を務めます管財総括第一課長の阿部と申します。よろしくお願いいたします。

皆様のお手元に委員名簿をお配りしておりますが、本日は針生委員が所用により欠席ということでございまして、御出席いただきました委員は、総数 1 2 名のうち 1 1 名ということでございます。国有財産法施行令第 6 条の 8 の規定に基づき、会議の成立要件でございます半数以上の御出席をいただいておりますので、当審議会は有効に成立しましたことを御報告いたします。

〔 2 . 会 長 挨拶 〕

阿部管財総括第一課長

それでは、初めに氏家会長の御挨拶をいただきまして、その後の会議の運営は会長にお願いしたいと存じます。

それでは、氏家会長、よろしくお願いいたします。

氏家会長

氏家でございます。

皆様、大変お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、この国有財産東北地方審議会でありますけれども、東北財務局長の諮問を受けまして、国民共有の財産であります国有財産を、いかに有効かつ効率的に活用していくかということを審議する大変重要な会議でございます。

本日の審議事項は、山形県東根市に所在いたします普通財産を、東根市に対し、小学校用地等として売払等をするることについてでございます。

本審議会の使命を果たすために、皆様の御協力をいただきながら円滑な運営に努めてまいりたいと思っておりますので、委員の皆様におかれましては活発な御議論を賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、本審議会であります。審議会規則によりまして、議事録の公開を前提としてございます。このため後日、事前に皆さんに御確認いただいた上で、東北財務局のホームページに内容を公開することとなっております。

また、本日の審議結果については、審議会終了後に概要を記者発表する予定とのことでございますので、あらかじめ御了解願います。

〔 3 . 東北財務局長挨拶 〕

氏家会長

それでは、審議に先立ちまして、松浦財務局長の御挨拶を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

松浦財務局長

東北財務局長の松浦でございます。本年7月に東北財務局長として着任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様、本日は師走の御多忙の折に審議会に御出席いただきまして、大変ありがとうございました。

また、日頃から、国有財産行政にかかわらず、その他の財務省、金融庁の行政につきまして深い御理解と御協力をいただきまして、この場を借りて御礼申し上げます。

本日審議していただく事項は、氏家会長からお話があったように、東根市に所在する普通財産を、東根市に対し、小学校用地等として売払等することについてでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

また、この場ですので、最近の国有財産行政について、紹介させていただきたいと思っております。

現在、国有財産行政につきましては、国と地方公共団体が所有しております国有財産・公有財産の最適利用を進めております。国と地方の庁舎等の施設について、効率的な利用ですとか人口減少等を踏まえた都市コンパクト化等の観点から、合築やテナント等の形で集約・再編等を行うべく、地方公共団体と調整を図っているところでございます。

一例といたしまして、福島県の例がございます。現在、福島県では、福島第2合同庁舎の整備を進めているところでございますけれども、福島財務事務所などの入居予定の国の機関と、福島県や福島市を交えました地域連携検討会を設置いたしまして、9月に1回目の会合を開催したところでございます。地域の防災やまちづくりに貢献する庁舎の整備を目指しまして、どのような連携策があるかなど、具体的なニーズに即した方策を検討することとしております。

国有財産は、皆様御承知のように国民共有の財産でございますので、当局といたしましては、地方公共団体ともよく対話しながら国有財産の有効活用を図り、地域貢献に努めてまいりたいと考えております。

本日、これからの御審議に当たりまして、委員の皆様方から有益な御意見を頂戴いたしまして、国有財産行政に活かしてまいりたいと考えておりますので、忌憚のない御意

見を伺いたいと思っています。

以上、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

〔 4 . 審 議 等 〕

(1) 諮問事項

「山形県東根市に所在する普通財産を、東根市に対し、小学校用地等として売払等することについて」

氏家会長

それでは、早速審議に入りたいと存じます。

事務局から、諮問事項の説明をお願いいたします。

鈴木管財部長

管財部長の鈴木でございます。どうぞよろしく願いいたします。

正面のスライドを中心にお話しさせていただきたいと思いますが、お手元の資料につきましても同じものが出てまいります。

では、諮問事項につきましてお話しさせていただきます。

山形県東根市に所在する普通財産を、東根市に対し、小学校用地等として売払等することについてでございます。

次ページですが、財産の概要としてお話しいたしますと、本件財産は、山形県東根市神町南三丁目に所在する面積約1万3,000平方メートルの土地でございます。もともとは防衛省が所管する陸上自衛隊神町駐屯地の敷地の一部でしたが、東根市から小学校移転用地としての割愛要望を受け、防衛省が当該部分の用途を廃止し、それに伴い当局がその引継ぎを受けたものでございます。

次のページでございます。

位置、環境につきましては、後ほど図により説明させていただきたいと思っております。

本件財産の所在する東根市についてですが、人口約4万7,000人となっております。本件財産の面積が約1万3,000平方メートルですので、当審議会の付議基準であります「人口5万人未満の都市に所在する1万平方メートル以上の土地を随意契約により売払する場合」に該当いたしますので、本日諮問させていただくものでございます。

次のページでございます。

東根市の位置について御説明いたします。

市は、山形県の中央部に位置し、県庁所在地である山形市から北、東は仙台市に隣接する田園都市ですが、国道13号線などの主要道が通り、山形新幹線「さくらんぼ東根駅」、山形空港が所在するなど、県内交通の要衝にあります。

市の特色としましては、御当地生まれの佐藤錦を主力とするサクランボの生産量が日

本一であること、工業団地への産業集積が進んでいることもあり、山形県内で唯一、人口が増加している市町村であることが挙げられます。

近年実施された国勢調査によると、5年間で約1,400人の人口増加、出生率も県内1位となっており、これらは子育て環境の充実を市の重要施策に掲げ、定住促進を図った成果であると聞き及んでおります。

次のページでございます。

本件財産は、JR奥羽本線「神町駅」から約1.1キロメートル南東に、現在の神町小学校からは約0.5キロメートル南に位置しております。

次のページですが、本件財産は赤で表示した部分でございます。

周辺についてですが、東側は市道を挟んで駐屯地、南側は果樹園として利用されています。西側は、県道を中心として商業地域等用途地域が定められ、店舗、事務所、公務員宿舎などが集中しております。

なお、本件財産周辺は、用途地域が定められていない、いわゆる無指定地域となっております。

次のページです。

航空写真でございます。赤で表示した部分が本件財産で、周辺には建物が少なく、果樹園等の緑地の多い地域ですが、一方、西側及び現在の神町小学校周辺は宅地化されていることが御確認いただけるかと思えます。

次のページですが、本件財産の状況でございます。

写真1が本件財産内の北側から南側方向、写真2が東側から西側方向を撮影したもので、立木はありますが、更地である状況が御確認いただけるかと思えます。なお、写真3は、南側から隣接する果樹園方向を撮影したものです。

次のページでございます。

本件財産に係る市の利用計画について御説明させていただきます。

まず、画面左側を御覧ください。

市の全体計画は、赤で表示している本件財産以外にも、着色されている周辺土地を併せて買収し、小学校を移転させるものとなっております。

具体的には、本件財産が約1万3,000平方メートル、林野庁財産が約1万7,000平方メートル、民有地が2カ所で約4,000平方メートル、以上の合計約3万5,000平方メートルを買収する計画となっております。

なお、周辺土地の買収については、市が移転の基本構想をもとに、林野庁及び民有地所有者と交渉しており、基本的な了承は得られていると聞いております。

画面右側ですが、移転後の建物等配置図となります。買収する土地のうち、小学校用地部分は赤線、道路部分は青線でその範囲を表示しております。

市は、買収する全体面積のうち約2万9,000平方メートルを小学校用地とした上で、同一敷地内に学童保育所を併設、残る約6,000平方メートルは、児童の通学の安全確保、交通量の増加を念頭に道路の新設及び北側道路拡幅を行う計画としております。

なお、本件財産の小学校用地部分、道路用地部分にはそれぞれ赤、青で着色しておりますが、小学校用地は約1万2,000平方メートル、道路用地は約1,000平方メ

ートルとなります。

次のページ、現在の神町小学校ですが、昭和48年建築で、築40年以上が経過して老朽化しております。平成23年に耐震改修工事は実施済みですが、内装等設備改修は行っていないほか、児童数に対し狭隘であるということから、建替えまたは移転の必要性に迫られておりました。

そこで市では、現在地建替えを含め、複数の移転候補地を選定の上、本格的な検討を行い、将来的なまちづくり構想も織り込んだ上で、本地を含む区画が適当であると市議会において議決されたところです。

現在の神町小学校敷地は約2万1,000平方メートル、児童数は約370名ですが、移転後は約2万9,000平方メートル、約430名と、人口増加に伴う児童数の増加を見込み、拡充が図られています。

また、移転後の小学校跡地は、屋根付き運動場を含む公園や保育所敷地として活用する方針と聞いております。

次のページですが、処理方針についてお話しいたします。

本件に関してですが、まず、公用・公共用の用途である場合、法令等の規定に基づく減額売払や無償貸付といった処分が可能となります。

本件について申し上げますと、小学校を維持運営するために必要な面積相当と認められる敷地については、国有財産特別措置法第3条第1項に基づき減額して売払いし、道路を挟んで駐車場として整備する面積についてはその範囲に入らないということで、時価売払することとなります。

道路用地につきましては、道路法第90条第2項等に基づき、3分の2は無償貸付、3分の1は時価売払することとなります。

なお、売払価格の算定につきましては、第三者である民間の不動産鑑定士による鑑定評価額を時価として、先ほど申し上げました減額等の措置を行った価格となります。

本日の審議会において御了承をいただけた場合、市における小学校等整備に係る全体的なスケジュールについては、土壌調査や地盤調査、用地取得を本年度末までに行って、平成30年度から実施設計、造成工事、校舎建設及び周辺道路整備を実施の上、平成32年12月の開校を目指すものとなっています。

本件財産の処分については、政府が子育て支援を進めている中で、地域のニーズに応え、地方公共団体の活動を後押しする点からも有効・有益なものと考えております。

以上、諮問事項の説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

氏家会長

ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ございましたら、どうぞお出しいただきたいと思います。

はい、どうぞ。

浅野委員

新聞報道によりますと、森友学園問題に絡んで国有財産の売却手続については見直す旨、報道されているようですが、それによりますと、随意契約による契約の場合に価格の公表を契約の条件とするなどというのが検討対象になっているようですが、けれども、多分まだ見直し案というのがきちっと確定していないんじゃないかと思えますけれども、本件随意契約において、その辺のことは見据えてというか先取りしてというか、そういうことも考えて契約条項をつくるのか、その辺のところをお聞かせいただければと思います。

鈴木管財部長

まず、先般の国会の話などを受けた財務省としての対応方針につきましては現在検討中ということで、財政制度等審議会国有財産分科会において、まず有識者の意見などを踏まえて検討を行っていくものと聞いております。

ですので、まだ固まった形ではございませんが、ただ、現在の見直し案として、手続の明確化を図ること、例外を極力つくらないこと、売却価格の客観性を確保すること、特殊な事案は第三者による算定・確認を行うこと、行政文書の適切な管理をすること、こういった方針があると聞いております。

本件の価格については、まだ本審議会においてはお諮りすることができないと。価格を今、算定中でございますが、最終的には相手方との価格の見積り合せ、これを行うこととなりますので、それまではまだ価格をお示しすることはできないかと。契約が終わった後につきましては、幾らで契約したのかといったことを公表することは予定しております。

浅野委員

ありがとうございました。

氏家会長

よろしゅうございますか。

ほかに御意見ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

増田委員

今の問題にも関係があるとは思いますが、もともと自衛隊の用地ということですが、宿舎に利用されていたんでしょうか。何か土壌汚染等の懸念があるような、例えば何かの整備場があって、そこで有機溶媒があると、そういうような話は今のところはないんでしょうか。

鈴木管財部長

今いただいた御質問についてですが、まず、土壌汚染といったような問題についても、

まずは土地の履歴からすると、こちらについては自衛隊のそもそもの宿舎用地として使ってきたということがあって、そういった工場等の汚染の履歴はないものと聞いております。

あとは、本地について、市が土壌調査を行い、特段の問題はないという結果だったということ聞いております。

氏家会長

よろしゅうございますか。

ほかにはいかがでございましょうか。

はい、どうぞ。

大友委員

質問ではないんですけれども、10月に東根市で開かれた羽州街道交流会というのに私は参加しまして、そこでいろいろと講演とか分科会等、それから羽州街道の六田宿というところの巡検というか散策等に参加したんですが、非常に活気がある街だなという印象を受けまして、大会に小学生とか市民がすごく参加していたり、それからいろいろ参加者に聞きますと、周辺市町村から若い方々が結構東根市に住宅を求めて集まっているというような感じで、それであと東桜学館中学校・高校という中高一貫の学校ができたり、さくらんぼ東根駅周辺が非常ににぎわっているだけではなくて、東根市の市街地のちょうど西のほうに国道があるんですが、そこが冒頭の羽州街道でして、そういうところの歴史的な資産なんかも地元の方が大事に守っているなというのを非常に感じた次第です。

ですから、今回の案件を山形財務事務所の方からこのお話を聞いたときに、小学生の子ども的人数がとても増えていて学校の整備が必要なんだというのがすごくよくわかった次第です。ほかの市町村だと、やはり人口減少に伴って学校の統廃合が多いところですけれども、教育学部にいる私としては、こういう形で学校が大きくなるという現象、なかなか見ることがないんですけれども、そういうところでは東根市の今回の学校の新築というのは非常に注目しているところです。

ちょっと感想ですけれども。

氏家会長

ありがとうございます。なかなかいい話だなというふうに私も最初に伺ったときに感じたんですけれども、ほかに御意見等ございませんでしょうか。

私から質問するのもなんですけれども、一つだけ教えていただきたいのは、11ページに用地の売却、減額売払というのがありますが、これはどのぐらいの割合の減額をなさるのか。そういうのは決まっておられるんですか。

鈴木管財部長

減額売払につきましては規定がございます。必要な面積に相当する部分として、まず、

国有財産特別措置法第3条第1項で5割以内の減額という形の規定がございます。そして、これは通達でございますが、適正規模については5割と。それを少し上回りますが、準適正規模として認められるところについては4割、これを減額すると規定をしております。その通達に沿って減額を行っていく予定でございます。

氏家会長

はい、わかりました。ありがとうございます。

皆様からの御意見、御質問等ございませんでしょうか。

はい。

海輪委員

先ほども出たんですが、価格の問題についてもう一度確認させていただきたいと思えます。これは年度末までに手続をして売払うわけですけれども、森友問題等による見直しについては、売却手続の時には間に合ってその手続に則ってやるということなのか、それともその後なので、現行の手続のまま進めるのか。そして、その場合には価格については、不動産鑑定士などの第三者の査定によって行うということなのか、その辺を具体的に教えていただきたいと思います。

鈴木管財部長

まず、本件については、まだ見直し内容自体が固まっておりませんので、それに沿ってということはいかなるかと思えますが、基本的な構造は、見直し改定前でも本件の内容についてはきちんと行っている、特に価格についても第三者である民間の不動産鑑定士に依頼をした上で、その後の処理についても法令通達に沿って、これを適正に行うところの基本線は現時点でも守っておりますので、その点は問題はないかと考えております。

海輪委員

やはり価格付けの透明性が問われているのだと思えます。その辺については、第三者の目を入れて適正手続をやっているということでしょうし、そしてそれをまた情報公開するということも必要なことと思っております。ですので、それに則って対応していただければよろしいかと思えます。

鈴木管財部長

そういう意味では、価格については最終的に契約した価格を公表することとなります。また、今回については第三者の目で確認していただくべき例外的な取扱いというのは特段ございませんので、その点は問題はないかと思っております。

氏家会長

よろしゅうございますか。

どうぞ。

松浦財務局長

海輪委員、いろいろ御心配をおかけしまして、申し訳ございません。

先ほど部長の方から説明がありましたけれども、現在、国有地の売却に関連しまして、本省の方でいろいろ手続の透明性であるとか適正化について議論が進んでおります。また、特別国会においても、財務大臣の方からその案について、先ほど部長が申しあげましたような明確化・透明性について、国会答弁の形で申しあげたところでございますけれども、今回の事案につきましては、小学校に用地としての売払い、相手方は地方公共団体ということでございます。そういうことで、いわゆる公共随契という形で売却をする予定でございますけれども、価格については、先ほど申しあげましたように不動産鑑定士の方をお願いして、最終的には公表という形となっております。

あと減額措置につきましては、これは法令に基づいて明確に定まっておりますので、ある意味で裁量の余地が全くないものになっております。そういった意味で、透明かつ明確に手続を進められるのではないかと考えております。

あと、御質問にありました今後の手続のさらなる透明化・明確化については、今後議論が進んでいくことになると思いますけれども、これにつきましては、それが決まった段階で今回の措置にどういうふうに適用するかどうかは、本省とも相談して決めていきたいと思っております。

いずれにせよ、国有財産の売却でありますので、透明性・明確性というのは非常に重要なことだと思っておりますので、それに留意して手続の方を進めていきたいと思えますし、皆様方の非常に関心の高い事項でございますので、我々としても肝に銘じて進めていきたいと思っております。

氏家会長

よろしゅうございますでしょうか。ぜひ透明な処分ということにしていだきたいと思えますけれども、いかがでございましょう。ほかに御意見等ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、御意見がないということでございますので、原案どおり決定いたしたいと思えますが、よろしゅうございますか。(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは原案どおりとさせていただきます。

(2) 報告事項

報告事項 1 (第 1 0 1 回審議会答申事項の処理状況報告)

「宮城県仙台市若林区に所在する普通財産を、仙台市に対し、保育所用地として時価売払したことについて」

氏家会長

続きまして、報告事項の説明を事務局からお願いいたしたいと思えます。

伊藤管財部次長

管財部次長の伊藤でございます。

報告事項1の宮城県仙台市若林区に所在する普通財産を、仙台市に対し、保育所用地として時価売払した事案につきまして、これまでの経過について御報告いたします。

本件は、平成26年10月開催の第101回東北地方審議会にお諮りし、答申をいただいた事案でございます。

対象財産は、宮城県仙台市若林区古城三丁目に所在いたします財務省所管、一般会計の普通財産で、土地面積は2,200平方メートルでございます。

お手元の資料では3ページになります。

対象財産の位置でございますが、JR仙台駅から南東に3.5キロメートル、国道4号バイパスに近い位置に所在します。

続きまして、お手元の資料では4ページになります。

対象財産は、赤色の線で表示した部分でございます。北側は東北少年院に隣接し、周辺は戸建て住宅や共同住宅が立ち並ぶ住宅地区でございます。

対象財産の処分の状況でございますが、平成28年3月10日に売買契約を締結いたしました。売買代金は1億9,602万円でございます。

続きまして、お手元の資料では5ページになります。

保育園の整備につきましては、仙台市の公募により選定された社会福祉法人どろんこ会が、平成29年4月1日に入所定員105名の若林どろんこ保育園を開所しております。

続きまして、お手元の資料では6ページになります。

保育園の配置状況は、園舎を敷地中央に配置し、南側に園庭、北側に駐車場を配置しております。また、歩行者の安全確保を目的として、歩道部分を整備しております。

続きまして、お手元の資料では7ページになります。

保育園の周辺の状況について御報告いたします。保育園は、赤色の線で表示した部分でございます。

1点目は、赤色の点線で表示した保育園の東側に国有地が隣接しておりましたが、平成29年2月に入札を行い、現在、戸建て分譲住宅を建設中です。

2点目は、北側に東北少年院が隣接しておりますが、仙台市にお聞きしたところ、利用者から不安視するような情報は届いていないということでございました。

以上で報告事項1の説明を終わらせていただきます。

氏家会長

ありがとうございました。

ただいまの説明について御意見等ございましたらお出しいただきたいと思います。よろしゅうございますか。

それでは、報告事項1については以上といたします。

報告事項 2（第 102 回審議会答申事項の処理状況経過）

「宮城県仙台市青葉区に所在する普通財産を、宮城県に対し、高等学校用地として時価売払したことについて」

氏家会長

続きまして、報告事項 2 の説明をお願いいたします。

伊藤管財部次長

報告事項 2 でございます。宮城県仙台市青葉区に所在する普通財産を、宮城県に対し、高等学校用地として時価売払した事案につきまして、これまでの経過と今後の予定について御報告をいたします。

本件は、平成 27 年 6 月開催の第 102 回東北地方審議会にお諮りし、答申をいただいた事案でございます。

対象財産は、宮城県仙台市青葉区角五郎二丁目に所在します財務省及び国土交通省所管「財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定」に所属する普通財産で、土地面積は約 6,200 平方メートルでございます。

お手元の資料では 3 ページになります。

対象財産の位置でございますが、JR 仙台駅から西に約 3.2 キロメートル、広瀬川の左岸に位置します。

続きまして、お手元の資料では 4 ページになります。

赤色で表示した部分が対象財産でございます。北側に私立の学校、聖ドミニコ学院があるほかは住宅地であり、南側は広瀬川の堤防に面した場所となっております。

対象財産は、青色で表示しました宮城第一高等学校のグラウンドとして使用するもので、学校と対象財産との距離は約 600 メートルとなります。

続きまして、お手元の資料では 5 ページになります。

敷地の利用計画でございますが、西側にテニスコートが 3 面、東側にはグラウンドを整備し、そのほか駐車場や駐輪場、用具庫を配置する計画となっております。

国有財産の処分状況及び今後のスケジュールでございますが、平成 28 年 6 月 2 日に売買契約を締結いたしました。売買代金は 6 億 3,900 万円でございます。

続きまして、お手元の資料では 6 ページになります。

グラウンドは、現在未整備となっております。宮城県における整備スケジュールにつきましては、校舎を含めた改修計画の中で具体的な検討を行い、平成 31 年度以降において施設整備を行う予定であると聞いております。

続きまして、お手元の資料では 7 ページになります。

グラウンド周辺の状況について御報告いたします。グラウンドは、赤色の線で表示した部分でございます。

グラウンドの北側に隣接する赤色の点線で表示した税務大学の校舎及び北側の道路を隔てた寄宿舍は、税務大学により解体工事中でございます。平成 29 年度内に解体し、その後、当局に引き継がれ、公用・公共用の取得要望を募ることとなります。

以上で報告事項2の説明を終わらせていただきます。

氏家会長

ありがとうございました。

ただいまの御説明について、御意見等ございませんでしょうか。お出しいただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

はい、どうぞ。

増田委員

今、最後のほうにあったこの図でいくと破線になっている解体地のところですが、これについても何か提案があったりという状況は、まだこれからですか。

伊藤管財部次長

グラウンドのほうを宮城県で購入いただきましたけれども、その際には、県のほうから校舎の部分についても要望がございました。今後、正式に引き継がれた後に取得要望等を県なり市のほうにお伺いして進めていくという形になります。

増田委員

何か印象だと、宮城県宮城第一高等学校（旧宮城県第一女子高等学校）はかなり狭いですよね、校庭が。ですので、そういうところ、またあるのかと思って。ありがとうございます。

氏家会長

よろしゅうございますか。ほかに御意見ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

大友委員

宮城県第一女子高等学校の出身者としては、元女子校だったので、やっぱりグラウンドが狭いというのは、男女共学になった現在としては、女子になかったような部活等で必要なのかなと、この案件のときに思った次第です。

氏家会長

そうですね。男女共学になりましたからね、いろいろと新しい施設も必要になりますね。

ほかにはいかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

それでは、報告事項2は以上とさせていただきます。

報告事項3

「庁舎等の使用に関する調整の実施状況について」

氏家会長

続きまして、報告事項3の説明をお願いいたしたいと思います。

伊藤管財部次長

続きまして、報告事項3の庁舎等の使用に関する調整の実施状況について御説明いたします。

初めに、庁舎等の使用に関する調整について、その制度の概要を御説明させていただきます。

財務省では、既存庁舎の有効活用を図るとともに、集約化に伴う売却可能財産の創出や借受庁舎の解消を実現するため、官署の入替調整を行っております。

調整対象面積の合計が600平方メートル以上の場合、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法、これを私どもでは庁舎法と呼んでおりますが、この庁舎法第4条に基づく使用調整が必要となり、財務本省に設置されております財政制度等審議会の国有財産分科会にお諮りした上で、財務本省が庁舎等使用調整計画を策定します。従いまして、600平方メートル以上の使用調整の権限は財務本省ということになります。

一方、600平方メートル未満の場合は、国有財産法第10条に基づく調整となりまして、地方財務局において調整することとなります。

庁舎法第4条の使用調整及び国有財産法第10条に基づく調整の結果につきましては、当審議会に御報告することとなっております。

今回の御報告は、平成28年2月開催の第103回審議会以降に調整しました600平方メートル未満の国有財産法第10条に基づく調整の5事案となります。

5事案の内訳ですが、横手法務合同庁舎、五所川原合同庁舎、湯沢法務合同庁舎、石巻合同庁舎、秋田第二合同庁舎でございます。

この5事案につきましては、秋田地方法務局や東北農政局の統廃合、秋田労働局の組織の見直しに伴い、専用部分等に空きスペースが生じたことから、1番の横手法務合同庁舎及び2番の五所川原合同庁舎においては、借受庁舎であった自衛隊協力本部事務所の入居により借受庁舎の解消を図り、年間388万円余りの経費を削減するものでございます。

また、3番の湯沢法務合同庁舎につきましては、秋田森林管理署の支所の入居により、支所跡地は売却可能財産となったものです。

そのほか、各官署の新たな行政需要に対する庁舎の有効活用を図ったものでございます。

以上で報告事項3の説明を終わらせていただきます。

氏家会長

ありがとうございました。

それでは、報告事項3についてでございますが、御意見等ございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、以上で本日予定されました議題は全て終了でございます。
それでは、松浦局長さんから御挨拶をお願い申し上げたいと思います。

松浦財務局長

本日は皆様、大変お忙しい中ありがとうございました。

御審議いただきました事項につきましては、御意見を踏まえて迅速に処理していきたいと思っております。

また、今後とも、このような審議会のほかにもさまざまな場面で御質問、御意見等があれば、個別におっしゃっていただければ、我々のほうで回答、また、それを踏まえた行政に尽力したいと思っております。

本日は本当にありがとうございました。

〔 5 . 閉 会 〕

氏家会長

それでは、これをもちまして第104回国有財産東北地方審議会を終了とさせていただきます。

どうもありがとうございました。